

広島県工賃向上に向けた取組  
第5期  
（令和6年度～令和8年度）  
（骨子案）

令和6年 月  
広島県 健康福祉局  
障害者支援課



## 目次

|     |                                    |   |
|-----|------------------------------------|---|
| 第1  | 取組策定の趣旨等                           | 1 |
| 1   | 取組策定の趣旨                            | 1 |
| 2   | 取組の位置付け                            | 1 |
| 第2  | 取組の対象期間                            | 2 |
| 第3  | 対象事業所                              | 2 |
| 1   | 就労継続支援A型                           | 2 |
| 2   | 就労継続支援B型                           | 2 |
| 第4  | 官民一体の取組におけるそれぞれの役割                 | 3 |
| 1   | 県の役割                               | 3 |
| 2   | 市町の役割                              | 3 |
| 3   | 事業所の役割                             | 3 |
| 4   | 企業等の役割                             | 3 |
| 第5  | 「広島県工賃向上に向けた取組（第3期）」に基づく取組と課題      |   |
| 1   | 取組内容及び課題                           |   |
| (1) | 販路拡大                               |   |
| (2) | 体制整備                               |   |
| (3) | 普及啓発                               |   |
| 第6  | 「広島県工賃向上に向けた取組（第3期）」の取組による工賃実績及び課題 |   |
| 1   | 現行の工賃水準（目標工賃と工賃実績の推移）              |   |
| 2   | 課題                                 |   |
| 第7  | 令和6年度から令和8年度の目標工賃                  |   |
| 第8  | 目標達成のために取り組む具体的方策                  |   |

## 第1 取組策定の趣旨等

### 1 取組策定の趣旨

本県では、平成18年10月に全面施行された障害者自立支援法や「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針（平成24年4月11日付け障発0411第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）（以下「基本的な指針」という。）に基づき、次表のとおり計画を策定し、障害のある方の就労支援に取り組んできました。

令和5年度末で「広島県工賃向上に向けた取組（第4期）」が終了し、取組の結果、就労継続支援B型事業所の平均工賃月額、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響が考えられ、16,779円と減少していましたが、第4期の取組期間の令和3年度から増加に転じ、令和4年度18,005円（対前年比593円増）と引き続き増加しています。

障害者が地域で自立して生活するためには、それぞれの適性や能力に応じて可能な限り就労し、経済的にも自立できることが必要ですが、一般就労が困難なため事業所で福祉的就労を行う障害者にとっては、障害基礎年金等の収入を合わせても十分ではなく、事業所での工賃水準の向上が重要です。

本県では、事業所を取り巻く環境を踏まえつつ、工賃水準の引き上げのため、新たに「広島県工賃向上に向けた取組（第5期）」（以下「本取組」という。）を策定し、県、市町、企業、障害者施設及び関係団体が一体となって、工賃向上を目指すこととします。

国においても、継続して工賃向上に向けた取組を推進することとし、令和6年〇月に基本的な指針を一部改正したところであり、広島県としても、この基本的な指針の内容に沿って、本取組を策定し、今後とも障害のある方の経済的な自立の実現に向けて取り組んでまいります。

| 策定年度   | 計 画 名                             |
|--------|-----------------------------------|
| 平成20年度 | 広島県工賃ステップアップ計画（H20年度～H23年度）       |
| 平成24年度 | 「広島県工賃向上に向けた取組」（H24年度～H26年度）      |
| 平成27年度 | 「広島県工賃向上に向けた取組（第2期）」（H27年度～H29年度） |
| 平成30年度 | 「広島県工賃向上に向けた取組（第3期）」（H30年度～R2年度）  |
| 令和3年度  | 「広島県工賃向上に向けた取組（第4期）」（R3年度～R5年度）   |

### 2 取組の位置付け

令和6年度から、本県では第5次広島県障害者プラン（令和6年度～令和11年度）（県障害者計画と県障害福祉計画・障害児福祉計画を統合）の実施期間に入ります。

この広島県障害者プランは、障害者が地域で安心して生活できる環境の整った社会の実現を目標とするために策定するもので、障害者の経済的自立が可能となる収入確保を目指し、今後、取り組む施策の方向性を提示しています。

本取組は、この障害者プランで提示した内容を、より具体的で確実なものとするために、令和6年度から令和8年度までの各年度の目標工賃とその目標達成のために取り組む具体的な方策を示すものです。

## 第2 取組の対象期間

令和6年度～令和8年度

## 第3 対象事業所

この取組の対象は、原則、県内で指定を受けているすべての就労継続支援B型事業所とします。  
対象事業所においては特別な事情がない限り、工賃向上計画の作成が必要です。

ただし、この取組に基づき県の実施する支援施策については、次の事業所も対象とします。

- ・就労継続支援A型事業所
- ・生産活動を行っている生活介護事業所
- ・地域活動支援センター

のうち、工賃向上計画を作成し、積極的な取組を行っており、工賃向上に意欲的に取り組む事業所

### 1 就労継続支援A型

#### (1) サービスの内容

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち、適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。

#### (2) 対象者

企業等に就労することが困難な者であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の者

#### (3) 最低賃金・最低工賃

雇用契約を締結している利用者については、労働局が定める最低賃金

※ただし、最低賃金適応除外の特例措置あり。

※雇用契約を締結していない利用者に支払われる平均工賃は3,000円を下回ってはならない。

### 2 就労継続支援B型

#### (1) サービスの内容

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち通常の事業所に雇用されていた障害者であってその年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。

#### (2) 対象者

就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者

#### (3) 最低工賃

利用者に支払われる平均工賃は3,000円を下回ってはならない。また、就労継続支援B型の指定基準に「利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃水準を高めるよう努めなければならない。」と規定されている。

#### (4) 基本報酬

令和3年度より、平均工賃月額による評価と多様な就労支援ニーズに対応した評価の2類型に分類されている。

## 第4 官民一体の取組におけるそれぞれの役割

### 1 県の役割

県は、本取組に基づき、具体的な施策、事業、取組を展開していくとともに、事業所の「工賃向上計画」の作成や推進を積極的に支援することとします。

また、事業所の「工賃向上計画」について、取組状況を把握し、目標達成に向けて必要な指導や助言を行います。

さらに、工賃向上には、官民一体となった取組が必要であることから、市町や企業、事業者団体、地域関係機関などの協力が得られるよう、連携を十分に行うこととします。

### 2 市町の役割

地域で障害者を支える仕組みを構築することが重要であることから、市町においては、地域の企業や商工会議所、商工会、商店街等と連携して、きめ細かな事業所への支援が行われるよう、障害者自立支援協議会等を通じ、工賃向上への事業所の取組を積極的に支援することが必要です。

### 3 事業所の役割

障害者が地域において自立した生活を実現できるようにするため、すべての事業所が工賃向上のために主体的に取り組むことが重要です。そのためには、事業所責任者の強力なリーダーシップが不可欠であり、事業所の全職員、利用者及び家族に対して経営理念、運営方針を示し、共有していく必要があります。

また、各事業所においては、個々の抱える課題を明らかにし、利用者一人ひとりの工賃向上に着目した個別支援計画と連動した「工賃向上計画」を作成するとともに、必要に応じ県や関係機関等の支援策を活用する等、関係機関等の協力を得ながら、工賃向上に向けた取組を積極的に行うことが必要です。

### 4 企業等の役割

基本的な指針において、産業界等の協力を得ながら官民一体となった取組を推進することとされています。

また、事業者団体や一般企業等との連携により共同受注に取り組んだ場合に、工賃向上に効果が見られた事例もあることから、企業等においては、事業所の現状や工賃水準を理解していただくとともに、事業所を活用した発注の可能性の検討、その後の発注等、積極的な取組が求められます。

## 第5 「広島県工賃向上に向けた取組（第4期）」に基づく取組と課題

### 1 取組内容

#### (1) 販路拡大

##### ①共同受注窓口との連携による受注拡大

(具体的な方策)

- ・県内3か所設置されている共同受注窓口と連携し、受注可能な製品・サービス等に関する情報発信や手軽に活用してもらえる仕組みを整えます。
- ・共同受注窓口に対し合同商談会等への積極的な参加を促す等、企業等と事業所における受発注のマッチング機会を創出します。
- ・複数事業所の連携により大規模な受注等を可能とするための取組を検討・実施します。

【参考】県内の共同受注窓口一覧

※会員事業所数は令和5年10月1日現在のもの

| 団体名                               | 所在地 | 設立年月    | 会員事業所数 |
|-----------------------------------|-----|---------|--------|
| 公益社団法人広島県就労振興センター<br>(※広島県より運営委託) | 広島市 | 平成24年9月 | 114事業所 |
| 一般社団法人トータルライフサポートふくやま             | 福山市 | 平成22年8月 | 65事業所  |
| 一般社団法人花と緑のハート事業協会                 | 広島市 | 平成21年8月 | 6事業所   |

(実施状況)

- ・共同受注窓口（委託先：公益社団法人広島県就労振興センター）により、事業所における受注可能業務の情報を収集しホームページへ掲載
- ・共同受注窓口による企業等の商談会への参加
- ・共同受注窓口が各市町の自立支援協議会に出席し、事業説明や事例紹介等を実施
- ・県主催事業所製品ブランディング事業への事務局機能を共同受注窓口に付し、市町との連携強化に取り組んでいる。

##### ②障害者優先調達推進法に基づく優先的発注の推進

(具体的な方策)

- ・優先調達方針を毎年度、策定し、県庁内及び市町等における優先調達制度の周知徹底や執行にかかる基準の見直し、手続きの明確化等により、優先調達実績額を増額します。
- ・市町及び地方独立行政法人に対して、目標達成に向けた好事例の紹介や必要な助言を行い、市町及び地方独立行政法人における制度の活用を促進します。
- ・官公庁による事業所への積極的な発注促進を呼び水とし、民間部門からの発注拡大にも取り組みます。

【広島県の優先調達目標額・実績額】

| 区分  | 平成30年度   | 令和元年度    | 令和2年度    | 令和3年度    | 令和4年度    | 令和5年度    |
|-----|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 目標額 | 34,000千円 | 35,000千円 | 36,000千円 | 45,000千円 | 45,500千円 | 46,000千円 |
| 実績額 | 42,623千円 | 44,063千円 | 42,945千円 | 36,359千円 | 37,342千円 |          |

(実施状況)

- ・優先調達方針を策定し、県庁内全部署に通知するとともに、会計研修や受注可能業務など、優先調達制度等の周知を実施

### ③県や県内企業等との連携等による販売機会や就労の場の確保

(具体的な方策)

- ・県各部署や県関係機関等に対し、販売会の実施や各種イベントへの出展等について働きかけます。
- ・県包括連携協定締結企業やあいサポート企業・団体、社会課題の解決（SDGs）や社会貢献活動（CSR）に取り組む企業等に対し、事業所製品の記念品やノベルティとしての活用や共同での商品開発等について提案や協力の依頼を行います。

また、障害者の創作活動を新たな販路や就労機会に繋がられるよう、企業等と協働し、障害者アート作品の商品化、販売促進に取り組みます。

(実施状況)

- ・ふれ愛プラザでの障害者福祉事業所利用者の就労体験実習の受入

## (2) 体制整備 ※工賃向上に向けた体制を整備するため、次の視点により各事業を実施

### ①事業所の経営力等の向上【専門家アドバイザー派遣事業】

(具体的な方策)

- ・事業所の経営改善や事業所における技術力・商品力等の向上支援として、専門家等による研修・派遣を実施します。
- ・関係機関が実施する工賃向上に係る各種研修等への企画助言や開催周知を実施します。

(実施状況)

- ・専門家アドバイザーを派遣（訪問・オンライン実施）するとともに、事前研修及び成果報告会を実施し、工賃向上の基礎知識の習得及び課題解決事例の共有により、県内全体での波及促進に努めている。

## ②共同受注窓口・ふれ愛プラザの運営強化【受発注マッチング・ふれ愛プラザの運営強化事業】

(具体的な方策)

- ・営業コーディネーター等の配置による営業活動や企業等の連携による製品開発等の実施及び受発注マッチング機能を強化します。
- ・大規模な受注や得意とする製品や高技能・技術等のかけ合わせによる新たな受注等を可能とするための事業所が相互に連携する仕組みを検討します。
- ・官公庁・企業等からの相談・依頼をマネジメントできる力を身に付けるための助言等を行います。
- ・ふれ愛プラザにおける消費者ニーズに対応した商品の企画開発，イベント出展やHP・SNSを活用した広報等による製品PRの実施，オンライン販売ページを活用等，県民との交流機能及び事業所商品の販売拠点としての機能を強化します。

### 【参考1】共同受注窓口の受注額

| 項目  | 平成30年度  | 令和元年度   | 令和2年度    | 令和3年度    | 令和4年度    |
|-----|---------|---------|----------|----------|----------|
| 総売上 | 5,275千円 | 8,993千円 | 10,525千円 | 11,697千円 | 12,869千円 |

### 【参考2】ふれ愛プラザの売上額

| 項目      | 平成30年度   | 令和元年度    | 令和2年度    | 令和3年度    | 令和4年度    |
|---------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 総売上     | 22,685千円 | 23,877千円 | 29,674千円 | 27,777千円 | 32,186千円 |
| うち店舗売上額 | 9,569千円  | 9,765千円  | 12,624千円 | 9,530千円  | 9,690千円  |

(実施状況)

- ・共同受注窓口

令和2年度から、統括ディレクター及び営業等アシスタント2名を配置し、体制強化を図っており、営業コーディネーターが営業活動へ専念している

### 【共同受注窓口（県就労振興センター）受注実績】

| R2年度受注実績 | R3年度受注実績 | R4年度受注実績 |
|----------|----------|----------|
| 10,525千円 | 11,697千円 | 12,869千円 |

- ・ふれ愛プラザ

クリスマス・お正月等の雑貨商品の販売強化、オンラインショップの効率的な運用により、新たな顧客との接点づくり及び販路拡大に取り組んでいる。

### 【ふれ愛プラザ売上実績】

| R2年度売上実績 | R3年度売上実績 | R4年度売上実績 |
|----------|----------|----------|
| 29,674千円 | 27,777千円 | 32,186千円 |

**③事業所相互や地域との連携による事業所製品の認知度及び品質・商品力の向上【事業所製品のブランディング事業】**

(具体的な方策)

- ・ 複数事業所が関わる商品を企画し、その販売やPR活動を通して、事業所の活動への県民の理解促進とともに、事業所製品の認知度の向上に取り組みます。
- ・ 事業所の活動拠点である地域と連携し、商品企画や販売会の実施等により、事業所と地域の企業や団体等との関係づくりを、市町とともに促進します。
- ・ 商品の企画等の実施を通じて、事業所における製品の品質や商品力向上を支援します。

(実施状況)

・市町キャンペーンの実施

各市町庁舎等での販売会を促進し、販路の拡大、認知度向上へ取り組みます。

オンライン上に特設サイトを開設し、市町と事業所の連携・協力により企画したセット商品を紹介・販売するキャンペーンを展開するとともに、セット商品の企画やキャンペーンでの販売状況等を各事業所へフィードバックすることで品質等の向上に繋げている。

#### ④農福連携による障害者の就労促進【農業分野における新たな就労確保事業】

(具体的な方策)

- ・ 農業の専門家の事業所への派遣による農業技術に係る指導・助言、生産された農産物の販路開拓に向けた共同受注窓口との連携、生産・加工・販売までの6次産業化に取り組む事業所の増加、農福連携商談会や販売会等の開催、農業経営者等とのマッチングによる施設外就労支援の推進等を実施します。
- ・ 農業分野における県内の先進事例や就労ニーズ等の情報収集等を行い、地域の活性化とともに工賃向上に向け、農福連携に取り組む市町や事業所を支援します。

(実施状況)

##### 【農業の専門家派遣】

| 区 分    | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度(9月末時点) |
|--------|-------|-------|--------------|
| 派遣事業所数 | 14    | 14    | 14           |
| 延べ派遣回数 | 74    | 80    | 派遣中          |

##### 【農業の施設外就労(請負)】

- ・ 東広島市の施設外就労(請負)

| 区 分     | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度(9月末時点) |
|---------|-------|-------|-------|--------------|
| 農業生産者   | 3     | 10    | 10    | 10           |
| 延べ障害事業所 | 5     | 20    | 18    | 18           |

- ・ 世羅町(令和3年度)マッチングのための農業生産者及び福祉事務所へのニーズ調査
- ・ 農福連携に関するアンケート調査(令和4年度)  
障害者事業所(A型・B型)424(回答135)、農業経営体255(回答191)  
上記調査を基に令和5年度に、三次市、安芸高田市で施設外就労のマッチングを実施中
- ・ 農福連携(施設外就労)実態調査(令和5年度)  
障害者事業所(A型・B型)。農業協同組合(JA)に実施中
- ・ 農作業体験会を実施(令和5年度) 第1回 2事業所、第2回 10事業所

##### 【農福連携・商談会】

|       |   |
|-------|---|
| 令和3年度 | 貨客混載事業を活用した販路拡大に向けた商談会(11月26日)  |
| 令和4年度 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新たな販路開拓・加工品開発に向けた販売・加工業者とのマッチング商談会(11月28日)<br/>3販売・加工業者×5事業所</li> <li>・ 専門家から技術指導・助言による商品ブラッシュアップに向けた求評会(12月20日)<br/>6事業所</li> </ul> |

##### 【農福連携・意識啓発】

|       |  |
|-------|--|
| 令和3年度 | 農福連携(施設外就労)推進セミナー市町会議(1月28日Web)参加12市町・22人  |
| 令和4年度 | <b>AM</b> セミナー参加 <b>100</b> 名・ <b>PM</b> 市町会議 参加 <b>14</b> 市町(3月10日会場+Web)<br>講演:自主農業・社会福祉法人白鳩会、施設外就労・あざれあ(事業所)、ふあーむたかちゃんち |
| 令和5年度 | <b>2・3</b> 月頃予定  |

### (3) 普及啓発

#### ①県民への働きかけの強化

(具体的な方策)

- ・ HP や SNS 等の各種インターネットツールの活用やプレスリリースの配信等により，製品情報やイベント出展情報等について積極的に発信等，継続的に PR します。

(実施状況)

- ・ 県HPやSNSを活用するとともに、事業委託先である県就労振興センターと連携しプレスリリース等積極的なメディアリレーションにより各種事業の実施等を情報発信。
- ・ ふれ愛プラザにおいてHPやSNSを活用した製品情報等を定期的に発信します。
- ・ コンビニやスーパー等での常設販売を継続的に実施

#### ②企業等への働きかけの強化

(具体的な方策)

- ・ 事業所の活動や受注可能な製品・サービス等について，HP や SNS 等各種インターネットツールを活用して情報を発信や共同受注窓口による商談会等への参加等により，事業所と企業の関係づくりを支援します。

(実施状況)

- ・ あいサポート運動と連携（あいサポート通信）し、受注可能な業務やキャンペーン実施等について情報提供を定期的に実施

#### ③事業所への働きかけの強化

(具体的な方策)

- ・ 各事業所が課題を解決するために必要とされる県事業や各種研修等への積極的な参加を働きかけます。
- ・ 工賃向上に意欲的に取り組む事業所の事例を研修やHP等で紹介し，他の事業所への波及を促進します。

(実施状況)

- ・ 各事業所から提出のあった工賃実績報告書等をもとに、県から個別に県事業への参加を呼びかけている。また、令和4年度から、市町（自立支援協議会）を通じた情報提供を開始した。
- ・ 県事業の実施結果を県HPに掲載している。

#### ④市町との連携

(具体的な方策)

- ・ 市町や障害者自立支援協議会に対し，地域一体となった取組や優先的発注に関する取組に関する好事例を紹介します。
- ・ 県と市町が連携して県内全域での販売促進に繋がる取組を実施します。

(実施状況)

- ・ 共同受注窓口を介して、市町や自立支援協議会に対し、事例等を紹介している。
- ・ 県と市町が連携した事業所の活動を活性化するためのキャンペーンを実施し、市町との連携体制の構築や、事業所の販売拡大につながるよう、取組を進めている。

## 第6 「広島県工賃向上に向けた取組（第4期）」の取組による工賃実績及び課題

県、市町、事業所及び企業等が官民一体となって、販路拡大、体制整備及び普及啓発を目的として各種事業を実施した結果、次のとおり工賃実績が推移した。

### 1 現行の工賃水準（目標工賃と工賃実績の推移）

| 広島県工賃向上に向けた取組 |         |                 |                 |                 |
|---------------|---------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 区 分           |         | 平成 24 年度        | 平成 25 年度        | 平成 26 年度        |
| 月額            | 目標工賃(A) | 16,000 円        | 17,300 円        | 18,700 円        |
|               | 実績(B)   | <b>15,668 円</b> | <b>15,551 円</b> | <b>15,644 円</b> |
|               | B-A     | ▲332 円          | ▲1,749 円        | ▲3,056 円        |
|               | 全国平均    | 14,190 円        | 14,437 円        | 14,838 円        |
| 時間額           | 目標工賃(C) | 200 円           | 220 円           | 240 円           |
|               | 実績(D)   | <b>190 円</b>    | <b>188 円</b>    | <b>197 円</b>    |
|               | D-C     | ▲10 円           | ▲32 円           | ▲43 円           |

| 広島県工賃向上に向けた取組期間（第2期） |         |                 |                 |                 |
|----------------------|---------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 区 分                  |         | 平成 27 年度        | 平成 28 年度        | 平成 29 年度        |
| 月額                   | 目標工賃(A) | 16,500 円        | 17,000 円        | 17,500 円        |
|                      | 実績(B)   | <b>15,939 円</b> | <b>15,892 円</b> | <b>16,038 円</b> |
|                      | B-A     | ▲561 円          | ▲1,108 円        | ▲1,462 円        |
|                      | 全国平均    | 15,003 円        | 15,295 円        | 15,603 円        |
| 時間額                  | 目標工賃(C) | 210 円           | 220 円           | 230 円           |
|                      | 実績(D)   | <b>204 円</b>    | <b>204 円</b>    | <b>216 円</b>    |
|                      | D-C     | ▲6 円            | ▲16 円           | ▲14 円           |

| 広島県工賃向上に向けた取組期間（第3期） |         |                 |                 |                 |
|----------------------|---------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 区 分                  |         | 平成 30 年度        | 令和元年度           | 令和2年度           |
| 月額                   | 目標工賃(A) | 16,500 円        | 17,000 円        | 17,500 円        |
|                      | 実績(B)   | <b>16,754 円</b> | <b>17,168 円</b> | <b>16,779 円</b> |
|                      | B-A     | 254 円           | 168 円           | ▲721 円          |
|                      | 全国平均    | 16,118 円        | 16,369 円        | 15,776 円        |
| 時間額                  | 目標工賃(C) | 220 円           | 230 円           | 240 円           |
|                      | 実績(D)   | <b>231 円</b>    | <b>242 円</b>    | <b>245 円</b>    |
|                      | D-C     | 11 円            | 12 円            | 5 円             |

| 広島県工賃向上に向けた取組期間（第4期） |              |                |                |         |
|----------------------|--------------|----------------|----------------|---------|
| 区 分                  |              | 令和3年度          | 令和4年度          | 令和5年度   |
| 月額                   | 目標工賃(A)      | 17,100円        | 17,600円        | 18,100円 |
|                      | <b>実績(B)</b> | <b>17,412円</b> | <b>18,005円</b> | —       |
|                      | B-A          | 312円           | 405円           | —       |
|                      | 全国平均         | 16,118円        | —              | —       |
| 時間額                  | 目標工賃(C)      | 260円           | 270円           | 280円    |
|                      | <b>実績(D)</b> | <b>253円</b>    | <b>271円</b>    | —       |
|                      | D-C          | ▲7円            | 1円             | —       |

【参考】広島県における最低賃金の推移（令和2年度は改定が行われなかった。）

|      |             |       |       |       |             |       |
|------|-------------|-------|-------|-------|-------------|-------|
| 年 度  | H24年度       | H25年度 | H26年度 | H27年度 | H28年度       | H29年度 |
| 最低賃金 | <u>719円</u> | 733円  | 750円  | 769円  | 793円        | 818円  |
| 年 度  | H30年度       | R元年度  | R2年度  | R3年度  | R4年度        | R5年度  |
| 最低賃金 | 844円        | 871円  | 871円  | 899円  | <u>930円</u> | 970円  |

#### ア 経年比較

広島県の令和4年度の平均工賃（月額）は18,005円で、工賃向上に向けた取組期間の初年度となる平成24年度の15,668円と比較して2,337円（14.9%）増加しています。

また、第4期計画としては、令和2年度の16,779円と比較して1,226円（7.3%）増加しています。

#### イ 全国比較

広島県の平均工賃（月額）は、常に全国平均を上回って推移しています。（令和4年度の全国平均は令和6年1月頃公表予定）

#### ウ 最低賃金との比較

平成24年度から令和4年度の県内の最低賃金の伸び率が29.3%なのに対し、平均工賃（月額）の伸び率は、14.9%にとどまっています。

### 2 課題 ※第5次広島県障害者プラン（令和6年度～令和11年度）と併せ整理する。

- 就労継続支援B型事業所における工賃を収入として、障害者が地域で自立した生活を送るためには、障害基礎年金等による収入を合わせても十分ではないため、一層の工賃向上に取り組む必要があります。
- 各事業所は、提供可能な製品やサービス情報の周知、広報を積極的に行うとともに、企業、官公庁等への営業活動に取り組み、更なる販路拡大を図る必要があります。
- 共同受注窓口は、企業、官公庁等のニーズを把握し、ニーズに即した商品開発や、サービス提供などを事業所に提案、調整するなど、事業所との連携や支援機能の強化が求められています。（特に、下請け・内職作業の受注件数が減少している。ただし、全体の実績額は年々増加傾向）

向である。)

- (4) 国においては、令和元年6月に「農福連携等推進ビジョン」を策定し、令和6年度までに農福連携に取り組む主体を3,000創出することとしています。
- (5) 農産物を生産する就労継続支援事業所では、栽培方法・品質向上等に係る知識の習得が図られつつある一方、安定的な生産や販路の確保・拡大に繋がっていない事業所もあります。また、農業生産者と就労継続支援事業所とのマッチングによる施設外就労（請負）は行われていますが、期間限定のスポット的な作業となっているなど、農福連携の定着・拡大が十分ではありません。
- (6) 「ふれ愛プラザ」の売上増と自立的運営に向けて、設置主体である広島県就労振興センターの取組を引き続き、充実強化していく必要があります。

## 第7 令和6年度から令和8年度の目標工賃

本取組において、目標工賃は月額により算出する方法を基本とします。

ただし、事業所及び利用者により、一月の利用時間や利用日数に違いがあることから、事業所においてその利用形態により時間額により算出した工賃を目標とすることが好ましい場合には、時間額により算出することとします。

### 1 目指すべき姿

障害のある方が、地域で自立して安心して暮らせるためには、生活に必要な経費を、年金などの社会保障給付と、活動で得る工賃収入で賄うことができるようになることが重要です。これを、広島県として、目標工賃を設定する考え方の前提とします。

### 2 目標工賃

| 区 分 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-----|-------|-------|-------|
| 月 額 | 未定    |       |       |
| 時間額 | 未定    |       |       |

### 3 目標工賃設定の考え方

一人暮らしの障害者が1か月に必要とする生活経費について、生活保護を踏まえ約10万円と試算した場合、年金（障害基礎年金2級受給額：約65,000円を想定）などの社会保障給付との差額約35,000円を自らの就労による工賃で補う必要があります。

しかし、令和4度の平均工賃（月額）は18,005円であり、「広島県工賃向上に向けた取組（第4期）」（令和3年度～令和5年度）期間中における現在までの平均工賃（月額）の伸び率は、コロナウイルス感染症拡大の影響があった【第3期】令和2年度の平均工賃（月額）増加741円（4.6%）と比較して2年で1,065円（7.3%）、令和3年度から令和4年度の1年で593円（3.4%）の増加と回復していますが、自立するために十分な額とは言えません。

また、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつありますが、ウクライナ侵攻を契機とした資源価格高騰等の影響もある中、障害者の就労継続支援事業所の生産活動等に与えている影響を踏まえながら、これまでの計画や国の「『工賃向上計画』を推進するための基本的な指針」を参考に、今後検討していきます。

#### 【参考1】事業所が提出した平均目標工賃

| 区 分    | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|--------|-------|-------|-------|
| 月 額    |       |       |       |
| 提出事業所数 | 事業所   |       |       |
| 時間額    |       |       |       |
| 提出事業所数 | 事業所   |       |       |

【参考2】平均工賃の推移と目標

(単位：円)

| 区 分                           | 実 績    |   |        |        |        |        |        |        |        |
|-------------------------------|--------|---|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|                               | H18 年度 |   | H23 年度 | H24 年度 | H25 年度 | H26 年度 | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 |
| 月 額                           | 12,419 | → | 14,397 | 15,668 | 15,551 | 15,644 | 15,939 | 15,892 | 16,038 |
| 伸び率<br>(H18 年度比)<br>(H24 年度比) | 100.0% | → | 115.9% | 126.2% | 125.2% | 126.0% | 128.3% | 128.0% | 129.1% |
|                               |        |   | —      | 100.0% | 99.3%  | 99.8%  | 101.7% | 101.4% | 102.4% |
| 時間額                           | —      |   | —      | 190    | 188    | 197    | 204    | 204    | 216    |
| 伸び率<br>(H24 年度比)              | —      |   | —      | 100.0% | 98.9%  | 103.7% | 107.4% | 107.4% | 113.7% |

| 区 分                           | 実 績    |        |        | 実績     |        |       | 目 標   |       |       |
|-------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|
|                               | H30 年度 | R 元年度  | R2 年度  | R3 年度  | R4 年度  | R5 年度 | R6 年度 | R7 年度 | R8 年度 |
| 月 額                           | 16,754 | 17,168 | 16,779 | 17,412 | 18,005 |       |       |       |       |
| 伸び率<br>(H18 年度比)<br>(H24 年度比) | 134.9% | 138.2% | 135.1% | 140.2% | 145.0% |       |       |       |       |
|                               | 106.9% | 109.6% | 107.1% | 111.1% | 114.9% |       |       |       |       |
| 時間額                           | 231    | 242    | 245    | 253    | 271    |       |       |       |       |
| 伸び率<br>(H24 年度比)              | 121.6% | 127.4% | 128.9% | 133.2% | 142.6% |       |       |       |       |

4 目標工賃の達成状況の把握・公表の方法

各年度において、本取組の目標工賃の達成状況の把握を行い、その結果については、県ホームページへの掲載により公表します。

第8 目標達成のために取り組む方策

これまでの取組の成果等を検証し、現在の販路拡大、体制整備、普及啓発の県事業を基に、令和6年度当初予算等を踏まえ、具体的な方策を整理する。